＜様式４＞

共同企業体協定書

（目　　的）

第１条　当共同企業体は、次の事業を協同連帯して営むことを目的とする。

（1）京都府地域文化活性化連絡協議会に係る京都伝統文化の体験交流広場開催業務（当該事業内容の変更に伴う業務を含む。以下「業務」という。）の委託

（2）前号に附帯する事業

（名　　称）

第２条　当共同企業体は、○○共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当企業体は、事務所を○○市○○町○○番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、　　年　　月　　日に成立し、業務の委託契約の履行後○箇月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

　（注）○の部分には、たとえば３と記入する。

２　業務を受託することができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

　　　　　○○府○○市○○町○○番地

　　　　　　　　　○○株式会社

　　　　　○○府○○市○○町○○番地

　　　　　　　　　特定非営利活動法人○○

（代表者の名称）

第６条　当企業体は、○○株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は、業務の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに受注代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

※（分担受託額）を採用する場合は、削除。

第８条　各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該業務について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

　　○○株式会社　　　　　　　○○％

　　特定非営利活動法人○○　　○○％

２　金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくの上、構成員が協議して評価するものとする。

（分担受託額）

※（構成員の出資の割合）を採用する場合は、削除。

第８条　各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減等のあったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

○○に関する業務　○○株式会社

○○に関する業務　特定非営利活動法人○○

２ 前項に規定する分担業務の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

（運営委員会）

第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織並び編成並びに業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法、その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務の履行に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条　各構成員は、業務の委託契約の履行及びその他の業務の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条　当企業体の取引金融機関は、○○銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（決　　算）

※（構成員の必要経費の分配）を採用する場合は、削除。

第12条　当企業体は、業務完了時に業務について決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

※（共通費用の分担）を採用する場合は、削除。

第13条　決算の結果利益を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（構成員の必要経費の分配）

※（決算）を採用する場合は、削除。

第12条　構成員はその分担業務の履行のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分担）

※（利益金の配当の割合）を採用する場合は、削除。

第13条　本業務履行中発生した共通の経費等については、分担受託額の割合により毎月１回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

（欠損金の負担の割合）

※（構成員の相互間の責任の分担）を採用する場合は、削除。

第14条　決算の結果欠損金を生じた場合には、第８条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

※（欠損金の負担の割合）を採用する場合は、削除。

第14条　構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

２ 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

３ 前２項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

４ 前３項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

（権利業務の譲渡の制限）

第15条　本協定書に基づく権利業務は他人に譲渡することはできない。

（委託期間途中における構成員の脱退に対する措置）

第16条　構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が業務を完了する日までは脱退することができない。

２ 構成員のうち委託期間途中において前項の規定により脱退したものがある場合においては、残存構成員が共同連帯して業務を完了する。

３ 第１項の規定により構成員のうち脱退したものがあるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第８条に規定する割合に加えた割合とする。

４ 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行なうものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５ 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

（構成員の除名）

第16条の２ 当企業体は、構成員のうちいずれかが、委託期間途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２ 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３ 第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項から第５項までを準用するものとする。

（委託期間途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第17条　構成員のうちいずれかが委託期間途中において破産又は解散した場合においては、第16条第２項から第５項までを準用するものとする。

（代表者の変更）

第17条の２　代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

（解散後のかし担保責任）

第18条　当企業体が解散した後においても、当該業務につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責めに任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第19条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

○○株式会社外○社は、上記のとおり○○共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年　　月　　日

○○株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○　㊞

特定非営利活動法人○○

代表　　　 ○ ○ ○ ○　㊞